○電気通信主任技術者規則 (昭和六十年郵政省令第二十七号)の一部を改正する省令案 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項)

世紀知道信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関す   10   10   11   12   13   14   15   15   15   15   15   15   15	3 2 電気流		次に掲げ	第三条	(電気系	附 則	第七章	第六章		第五章	第四章		第三章	第二章	第一章	目次	
2     第     附     目       —     三     ()     第     第     第     第     第       —     ()     上     六     五     四     三     二     二       ()     通     ()     ()     日     ()     日		(略)	りるところによるものとする。	伝第四十五条第一項の規定による電気通信	通信主任技術者の選任等)				0 = =	電気通信主任技術者資格者証の交付(第	電気通信主任技術者資格の認定(第三十	条)	電気通信主任技術者資格の養成課程(答	(第七条-	総則(第一条—第六条)		
	維持及び運用に関す							**************************************		三十九条—第四十三条	-七条・第三十八条)			一十五条)			案
現 現 行 現 (略) (略)		- -			(電気系	附 則	第七章	第六章		第五章	第四章		第三章	第二章	第一章	目 次	
		(略)		(同上)	2信主任技術者の選任等)			験機関	条)	電気通信主任技術者資格者証の交付(第三十九条―第四十三	電気通信主任技術者資格の認定(第三十七条・第三十八条)	条)	電気通信主任技術者資格の養成課程(第二十六条―第三十六	電気通信主任技術者試験(第七条—第二十五条)			

る業務を開始する前に 電気通信主任技術者を選任しなければならな

- V )
- 4 維持及び運用に関する事項は次のとおりとする。 法第四十五条第一項の総務省令で定める事業用電気通信設備の工事、 事業用電気通信設備の工事、 維持及び運用に関する業務の計画の立
- る事項を含む。) イ 工事実施体制(工事実施者と設備運用者による確認を含む。)及

案並びにその計画に基づく業務の適切な実施に関する事項(次に掲げ

- 口 び工事手順に関する事項
- 定期的なソフトウェアのリスク分析及び更新に関する事項 運転又は操作の運用監視に係る方針、 、体制及び方法に関する事項
- 適正な設備容量の確保に関する事項
- 二 事業用電気通信設備の事故発生時の従事者への指揮及び命令並び る事項を含む。) に事故収束後の再発防止に向けた計画の策定に関する事項(次に掲げ
- イ 速やかな故障検知、故障箇所特定のためにとるべき対応に関する 事項
- 口 連携に関する事項 定型的な応急復旧措置に係る取組、製造業者等や接続事業者との
- 障害の極小化対策に関する事項
- められる事項 その他、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し必要と認 (次に掲げる事項を含む。)
- イ 選任された事業場における、事業用電気通信設備の工事、維持及

- 一里を行う者に対する教育及び訓練の計画の立案及び実施に関び運用を行う者に対する教育及び訓練の計画の立案及び実施に関

## する事項

口
日常の監督業務を通じた、管理規程の実施状況の把握及び見直し

## に関する事項

(電気通信主任技術者の選任を要しない場合)

第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事 なごれている場合とする。 置されている場合とする。

一~四(略)

2 · 3 (略)

5

第一項及び第二項の規定にかかわらず、

前条第一項第二号の規定に基

づく電気通信主任技術者の選任について法第四十五条第一項ただし書

(電気通信主任技術者の選任を要しない場合)

一~四(略)

2 · 3 (略)

- あつて、次のいずれかに該当するもののみである場合と公衆無線LANアクセスサービスの提供にのみ用いられるもので
- イの適合表示端末機器

- 「した他の電気通信事業者の名称 「 当該事業場又は当該都道府県における事業用電気通信設備を設置
- 係る電気通信主任技術者の氏名した他の電気通信事業者が選任した当該事業場又は当該都道府県に当該事業場又は当該都道府県における事業用電気通信設備を設置

4

7

(略)

(略)

## (資格者証の種類による監督の範囲)

持及び運用に関する事項の範囲は、次の表の上欄に掲げる資格者証の種第六条 法第四十六条第二項の総務省令で定める電気通信設備の工事、維

類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

資格者証の種類	範囲
一 伝送交換主任技	法第四十一条第一項、第二項及び第四項の電
術者資格者証	気通信事業の用に供する伝送交換設備並びに
	これらに附属する設備の工事、維持及び運用
二 線路主任技術者	法第四十一条第一項、第二項及び第四項の電
資格者証	気通信事業の用に供する線路設備並びにこれ
	らに附属する設備の工事、維持及び運用

## (講習の期間)

電気通信主任技術者を選任したときは、その電気通信主任技術者資格者第四十三条の三法第四十九条第四項の規定により、電気通信事業者は、

業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督に関し登録証の種類に応じ、当該電気通信主任技術者に選任の日から一年以内に事

せなければならない。ただし、当該電気通信主任技術者が、次の各号の講習機関が行う講習(以下この条において「講習」という。)を受けさ

いずれかに該当する者である場合は、この限りでない。

| では、では、「では、ことである。」 | 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた日から二年を経過し

(資格者証の種類による監督の範囲)

第六条 (同上)

する設備の工事、	資格者証業の用には	二 線路主任技術者 法第四十	附属する記	術者資格者証 業の用に出	一 伝送交換主任技 法第四十	資格者証の種類 節囲
の工事、維持及び運用	の用に供する線路設備並びにこれらに附属	第四十一条第一項及び第二項の電気通信事	属する設備の工事、維持及び運用	の用に供する伝送交換設備並びにこれらに	第四十一条第一項及び第二項の電気通信事	

二 講習の修了証の交付を受けた日から二年を経過しない者

2 電気通信事業者は、前項第一号に該当する者を電気通信主任技術者に

選任したときは、その電気通信主任技術者資格者証の種類に応じ、当該

電気通信主任技術者に電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた日

から三年以内に講習を受けさせなければならない。

3 電気通信事業者は、第一項の規定により講習を受けさせなければなら

ない場合を除き、その電気通信主任技術者資格者証の種類に応じ講習を

受けた当該電気通信主任技術者に、その講習の行われた日の属する月の

翌月の一日から起算して三年以内に講習を受けさせなければならない。

当該講習を受けた日以降についても同様とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は 電気通信事業法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十三号)の施行の日(平成〇〇年〇月〇日)から施行する。

(経過措置)

第二条 者を選任したとみなして、この省令による改正後の電気通信主任技術者規則第四十三の三の規定を適用する. この省令の施行の際現に電気通信主任技術者を選任している電気通信事業者については この省令の施行の日に当該電気通信主任技術